

国自管第145号
平成15年3月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部管理課長

自動車登録番号標交付代行者の希望番号予約業務における
郵送事務手数料の適正な取扱いについて

自動車登録番号標交付代行者（以下「交付代行者」という。）が、希望番号の予約業務において申込者から郵送等で申込みを受ける際に、認可を受けた希望番号の自動車登録番号標交付手数料の外に受領している郵送事務手数料に関して、最近の報道において地域により5倍の格差が指摘されたところであるが、こうした事務は任意のサービスではあるものの、自動車登録番号標の交付に関連する事務であることから、当該手数料について、その取扱いに不適切な点がないよう、下記のとおり交付代行者に対する指導を徹底することとされたい。

なお、交付代行者からその改善状況等を聴取し、適時報告されたい。

記

- 1．希望番号の申込者から郵送等で申込みを受付ける際に郵送事務手数料を受領する場合には、当該手数料が自動車登録番号標交付手数料に含まれない任意のサービスの対価であることを明確に説明し、十分に理解を得た上で受領すること。
- 2．当該手数料は、希望番号の申込者から郵送等で申込みを受付ける事務に係る費用を賄う趣旨のものであり、合理的な事務に見合ったものとなるよう一層の適正化に努めること。
- 3．当該手数料のうち、希望番号予約済証の送付に係る手数料は、申込者がその保管を希望する場合は受領すべきではないので、別建てとすること。